

産地パワーアップ事業都道府県事業実施方針一部改正 新旧対照表

改正後	現 行
<p style="text-align: center;">産地パワーアップ事業都道府県事業実施方針</p> <p style="text-align: right;">策定：平成28年 4月13日 変更：平成28年12月 1日 変更：平成30年 3月 8日 <u>変更：平成30年 5月29日</u></p> <p style="text-align: center;"><u>北 海 道</u></p> <p>1 目 的 【略】</p> <p>2 基本方針 【略】</p>	<p style="text-align: center;">産地パワーアップ事業都道府県事業実施方針</p> <p style="text-align: right;">策定：平成28年 4月13日 変更：平成28年12月 1日 変更：平成30年 3月 8日</p> <p style="text-align: center;"><u>北 海 道</u></p> <p>1 目 的 地域の創意工夫による強みを活かした地域一丸となった収益力強化の取組を通じ、消費者等のニーズに対応した安全で良質な農産物の計画的・安定的な生産・供給を図るため、生産段階の省力化、低コスト化、高付加価値化とあわせ、流通段階の効率化を進め、国際競争力のある産地づくりを推進する。</p> <p>2 基本方針 本道の農業振興に関する計画等と整合させつつ、地域の営農戦略に基づき実施する産地としての高収益化に向けた取組を総合的に支援する。 特にICTの活用などスマート農業の推進による低コスト・省力化生産や省エネルギー園芸施設導入による生産コストの低減、地域営農支援システムを活用した作業の外部化、農業者と商工業者等が連携した6次産業化及び流通段階の効率化を図る集出荷貯蔵施設等の再編整備を推進する取組に対し重点的に支援する。</p>

(1) 水稻

【略】

(2) 畑作物

【略】

ア 小麦

【略】

イ 豆類

【略】

ウ そば

【略】

エ てん菜

【略】

＜本道の農業振興に関する計画等＞

- 第5期北海道農業・農村振興推進計画
- 北海道農業振興地域整備基本方針
- 北海道農業経営基盤強化促進基本方針
- 北海道特用林産振興方針
- 北海道地域水田フル活用ビジョン
- 北海道果樹農業振興計画
- 北海道花き振興計画

(1) 水稻

「売れる米づくり」を基本として、高品質・良食味米の安定生産を推進するとともに、需要の拡大に向けた業務用米、加工・飼料用米等の取組を推進するため、乾燥調製等の体制整備を図るとともに、直播栽培や無代かき栽培などの低コストで省力的な生産システムの普及を推進する。

(2) 畑作物

次に掲げる品目について、適正な輪作体系の維持・確立を基本に、実需者ニーズに即した計画的かつ安定的な生産を推進する。

ア 小麦

日本めん用、パン・中華めん用などの各用途の需給動向に即した品種の作付けとともに、地域特性に応じた安定栽培技術の普及や効率的な収穫乾燥調製貯蔵体制の整備を推進する。

イ 豆類

需要動向に即した計画的な作付けとともに、安定栽培技術の普及や品質を重視した適期収穫、乾燥調製等の徹底、収穫作業の機械化や組織化による省力化・低コスト生産を推進する。

ウ そば

地域ブランド化や契約栽培による安定需要を確保しつつ、適期収穫による単収の増加や適切な乾燥調製による品質の向上など、需要動向に即した安定生産を推進する。

エ てん菜

低コストで省力的な生産体制を確立するとともに、輪作体系上重要な基幹作物として、作付けの安定化を推進する。

オ 馬鈴しょ
【略】

(3) 野菜等
【略】

(4) 果樹
【略】

(5) 花き
【略】

3 事業の推進・指導及び計画の審査等の方針・体制

(1) 計画審査方針
【略】

オ 馬鈴しょ

各種用途に適したジャガイモシストセンチュウ抵抗性品種の導入を促進するとともに、実需者ニーズに対応した作付けにより、加工食品用への供給を拡大する取組を推進する。

(3) 野菜等

需要が増加している加工・業務用野菜の安定生産とともに、消費者ニーズに対応した多様な品目の生産や出荷期間の延長などを推進する。
また、環境制御や再生可能エネルギーを活用した施設園芸の展開を推進する。

きのこ及び山菜類については、消費者への普及・PRや消費者ニーズに応じた製品開発などによる需要拡大と、生産技術の習得、さらには競争力の強化に向けた生産体制の整備などによる安定供給を推進する。

(4) 果樹

消費者ニーズに対応し、地域の立地条件にあった競争力のある品種への改植や低コスト・省力栽培技術の導入による高品質でおいしい果実の安定生産とともに、産地ブランド化や異業種と連携した6次産業化、高付加価値化を促進する取組を推進する。

(5) 花き

消費者ニーズに対応し、地域の立地条件にあった高品質花きの安定生産体制の構築に向けた省力・省エネルギー栽培技術や、鮮度や品質保持に向けた流通体制の高度化を推進する。

3 事業の推進・指導及び計画の審査等の方針・体制

(1) 計画審査方針

産地パワーアップ計画が、農産物生産の高収益化に向けた産地の取組方向を明確化し、地域が自ら定めた具体的な成果目標の達成に向けて、その方向性に即して実施する地域の一体的な取組を位置付けた計

(2) 産地パワーアップ計画・取組主体事業計画審査等の体制

ア 道

道総合振興局・振興局において、管内の地域協議会から提出された産地パワーアップ計画（取組主体事業計画を含む）及び市町村等から提出された平成29年度大雪対応産地緊急支援事業取組主体事業計画を審査承認する。なお、承認に当たっては、あらかじめ本庁と協議する。

イ 【略】

(3) 事業の推進・指導

【略】

画であることを踏まえ、計画の審査に当たっては、次に掲げる事項がすべて満たされたものとなっているか審査するものとする。

ア 産地の生産・構造面の現状と課題が数値等で整理されており、産地の収益性の向上のための取組内容が、産地の収益性向上を実現する妥当なものとなっている。

イ 計画に位置付けられた取組主体事業計画が、産地全体の収益性向上に資する最適な手段とされており、取組目標を達成することによって成果目標が達成されるものとなっている。

ウ 地域の関係者の共通認識と合意に基づき計画が策定されており、地域の関係者が適切な役割分担の下、実行されるものとなっている。

(2) 産地パワーアップ計画・取組主体事業計画審査等の体制

ア 道

道総合振興局・振興局において、管内の地域協議会から提出された産地パワーアップ計画（取組主体事業計画を含む）を審査承認する。なお、承認に当たっては、あらかじめ本庁と協議する。

イ 地域協議会

助成金の交付事務を円滑に実施するため、取組主体事業計画の審査に当たっては、地域協議会の構成員になっている市町村に属する補助事業に精通した者を主に、地域協議会の構成員が連携することにより、取組主体事業計画の審査制度を高めるよう努めるものとする。

(3) 事業の推進・指導

産地パワーアップ事業の効果的な実施に向け、総合振興局・振興局及び市町村と連携し、事業の推進・指導にあたるものとする。

なお、新規作物の生産の取組に支援する場合にあっては、地域協議会において新規作物の生産の実現可能性や事業効果等について十分検討するとともに、生産者、実需者、地域協議会、その他関係機関が一体となった推進体制の下、効果的な事業実施に万全を期すものとする。

4 取組要件

(1) 整備事業

ア 【略】

イ 【略】

(2) 基金事業

【略】

① 生産支援事業

ア 農業機械等の導入及びリース導入

(ア) 農業機械の導入に当たっては、「北海道における特定高性能農業機械の導入に関する計画」及び「農業機械導入計画策定の手引き」を参考に、能力及び台数を決定するものとする。

(イ) 【略】

(ウ) 【略】

イ 生産資材等の導入

【略】

4 取組要件

(1) 整備事業

ア 産地パワーアップ事業実施要綱（平成28年1月20日付け27生産第2390号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）の別表のⅡ整備事業のメニューの欄に掲げる施設を助成対象とする。

イ 事業対象とする取組は、産地パワーアップ事業実施要領（平成28年1月20日付け27生産第2391号及び27政統第490号生産局長、政策統括官通知。以下「実施要領」という。）の別紙1、2及び3の要件等を満たすものとする。

(2) 基金事業

助成対象経費及び取組要件については、実施要領別紙1のIによるもののほか、次のとおり取り扱うものとする。

なお、知事が必要と認める場合は、(1)に準じて、整備事業を行うことができるものとする。

① 生産支援事業

ア 農業機械等の導入及びリース導入

(ア) 農業機械の導入に当たっては、各種補助事業によるものと同様、「北海道における特定高性能農業機械の導入に関する計画」及び「農業機械導入計画策定の手引き」に沿って、能力及び台数を決定するものとする。

(イ) トラクターは、農作業受託組織が取組主体となり実施する農作業の外部化の取組に必要となる作業機械と一体的に導入する場合を除き、助成対象としないものとする。

(ウ) 中古農業機械等の導入については、中古農業機械等の故障により事業中止とならないよう、導入元の農業機械等の取扱店等との定期的な保守点検に係る実施計画を整備している場合を除き、助成対象としないものとする。

イ 生産資材等の導入

(ア) 果樹の改植を行う場合の対象品目及び品種は、北海道果樹農業振興計画（平成28年3月24日策定）において振興品種に位置付けられているもののうち、別表に掲げる品目及び品種とする。

② 効果増進事業

【略】

ア 【略】

イ 【略】

③ 実施要綱第3の2のただし書きにより実施する災害等緊急に対応する事業

ア 平成29年度大雪対応産地緊急支援事業実施要領（平成30年5月16日付け30生産第412号、30政統第354号農林水産省生産局長、政策統括官通知）（以下、「大雪緊急支援事業実施要領」という。）の採択要件を満たす取組を対象とする。

イ 大雪緊急支援事業実施要領の別表に掲げる内容を補助対象とする。

5 産地パワーアップ計画の認定の優先順位の設定方法

① 【略】

(イ) 高収益作物・栽培体系への転換の際に必要な資材の購入に要する経費のうち、パイプハウス（果樹の雨よけハウスを除く。）資材は、次のいずれかに該当するものに限り、助成対象とする。

a 省エネ設備（ヒートポンプ、木質バイオマス利用加温設備、被覆設備、循環扇、LED等）を導入するパイプハウスのパイプ等資材

b 管理作業の省力化が図られる機能を有するパイプハウスのパイプ等資材

② 効果増進事業

助成対象経費及び取組要件については、実施要領別紙1によるもののほか、次のとおり取り扱うものとする。

ア 計画策定等に要する経費の上限は50万円とし、これを超えて助成対象経費とすることはできないものとする。

イ 技術実証に要する経費のうち、農業機械等のリース導入及びレンタル導入にあっては、(2)の①のアの(ア)及び(ウ)に準じるものとする。

【新設】

5 産地パワーアップ計画の認定の優先順位の設定方法

① 重点ポイントの順に産地パワーアップ計画を序列する。

- ・ 産地パワーアップ計画に記載する産地の収益性の向上のための産地パワーアップ事業で行う取組内容が、下表に掲げる対象作物別の

重点支援対象とする取組のいずれかに該当する場合、重点ポイント1点を付与する。

対象作物	重点支援対象とする取組
水 稲	① 多様なニーズへの対応に向けた乾燥調製出荷体制の整備 ② 水稲直播栽培、無代かき栽培の導入・拡大
小 麦	① 計画的かつ省力的な収穫・乾燥調製体制の整備 ② 地域に適応した肥培管理技術の導入
豆 類	① 省力的な収穫・乾燥調製体制の整備
そ ば	① 効率的な収穫・乾燥調製体制の整備
て ん 菜	① 播種、育苗・定植作業の省力化 ② 省力的な収穫・出荷体制の整備
馬鈴しょ	① 加工・でん粉仕向け用馬鈴しょの生産拡大に向けた省力的な生産・出荷体系の導入 ② ジャガイモシストセンチュウ抵抗性品種の普及拡大に向けた種馬鈴しょの安定供給
野 菜 等	① 加工・業務用向け出荷の拡大 ② 新たな野菜品目の産地化 ③ 出荷期間の拡大や上位規格品の出荷割合の増加 ※いずれの取組も需給ガイドラインに即した生産・出荷を前提する。 ④ きのこと及び山菜類については、効率的な生産・出荷体制の整備や認証制度（GAP、HACCP、JAS等）への取組
果 樹	① 競争力のある品種や加工・業務用出荷に向けた園地の若返り（改植） ② 作業の共同化による省力的な生産体制の整備
花 き	① 高品質安定生産に向けた定植期の低温対策や夏季の高温対策の推進 ② 高収益な品目・品種への転換

- 産地パワーアップ計画に記載する産地の収益性の向上のための取組内容が、下表に掲げる共通重点支援対象とする取組に該当する場合、重点支援対象とする取組に該当するとして重点ポイントが付与された取組を対象に、共通重点ポイントを1点加算する。なお、加算は2点を上限とする。

共通重点支援対象とする取組
(1) ICTの活用などスマート農業の推進による低コスト・省力化生産の推進

- (2) 省エネルギー型園芸施設導入による生産コスト低減の推進
- (3) 地域営農支援システムを活用した作業の外部化の推進
- (4) 農業者と商工業者等が連携した6次産業化の推進
- (5) 流通段階の効率化を図る集出荷貯蔵施設等の再編整備の推進

② 【略】

② 重点ポイントが同点の場合は、設定された成果目標に応じた目標ポイントで序列する。

- ・ 生産コスト又は集出荷・加工コストの削減率、販売額又は所得額の増加率、契約栽培の割合の増加率、農産物の輸出実績がある場合の輸出向け出荷量又は出荷額の増加率、農産物の直近年の輸出実績がない又は新規の取組の場合の総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合の増加率及び輸出向けの年間出荷量の増加量（トン）にあつては、20%又は20トンを上限にその率又は量（トン）（小数第2位以下四捨五入）を目標ポイントとする。【10P～20P、農産物の輸出実績がない又は新規の取組の場合の総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合の増加率は5P～20P、同場合の輸出向けの年間出荷量の増加量（トン）は10P～20P】

③ 【略】

③ 上記により序列した優先順位は、道農政部内において開催される採択調整会議による審査を経た上で決定する。

④ 【略】

④ 都道府県事業計画の取組内容への位置付けは、国から通知を受けた割当内示の配分対象となった整備事業に係る取組主体事業計画及び基金管理団体から通知を受けた都道府県別予算枠の配分対象となった基金事業（うち生産支援事業）に係る取組主体事業計画を優先するものとし、次に基金事業（うち効果増進事業）に係る取組主体事業計画とし、それ以外の取組主体事業計画については、上記③により決定した優先順位の上位から都道府県別予算枠の範囲内で、産地パワーアップ計画単位で行うものとする。

6 取組主体助成金の交付方法

知事は、整備事業及び基金事業（うち生産支援事業及び実施要綱第3の2のただし書きにより実施する災害等緊急に対応する事業）にあつては市町村長に対し、基金事業（うち効果増進事業）にあつては地域議会長に対し交付を受けた助成金を交付するものとし、知事から助成金の交付を受ける市町村長（以下「補助事業者」という。）は、取組主体（市町村が取組主体となるものを除く。）に対して助成金を交付することを基本とする。

なお、知事から補助事業者への助成金の交付手続きについては、北海道補助金等交付規則（昭和47年4月1日北海道規則第34号。以下「北海道交付規則」という。）によるものとする。

7 取組内容及び対象経費等の確認方法

(1) 取組内容及び対象経費の確認方法

ア 計画提出時

(ア) 産地パワーアップ計画

【略】

(イ) 取組主体事業計画

【略】

a 整備事業

【略】

b 基金事業

【略】

6 取組主体助成金の交付方法

知事は、整備事業及び基金事業（うち生産支援事業）にあつては市町村長に対し、基金事業（うち効果増進事業）にあつては地域議会長に対し交付を受けた助成金を交付するものとし、知事から助成金の交付を受ける市町村長（以下「補助事業者」という。）は、取組主体（市町村が取組主体となるものを除く。）に対して助成金を交付する。

なお、知事から補助事業者への助成金の交付手続きについては、北海道補助金等交付規則（昭和47年4月1日北海道規則第34号。以下「北海道交付規則」という。）によるものとする。

7 取組内容及び対象経費等の確認方法

(1) 取組内容及び対象経費の確認方法

ア 計画提出時

(ア) 産地パワーアップ計画

実施要領別記様式第4号別添参考様式によるものとするほか、別に定める達成すべき成果目標の具体的な内容及び現況値を記載した参考資料を添付するものとする。

(イ) 取組主体事業計画

実施要領別記様式第5号別添参考様式によるものとするほか、次に掲げる参考資料を添付するものとする。

a 整備事業

施設の利用計画、前年度の青色申告書（農業者が取組主体の場合）、その他取組要件の確認に必要な資料

b 基金事業

取組主体の規約等、営農計画書の写し、農業機械等の利用計画、能力・台数などの算定根拠、見積書、カタログ、改植実施園の位置図（改植の場合）、その他取組要件の確認に必要な資料
なお、整備事業を行う場合は「a 整備事業」に準じるものとする。

イ 実績報告時

【略】

(2) 帳簿及び書類の備付け

【略】

8 事業実施に当たっての取組主体に対する条件

(1) 契約に当たっての条件

ア 【略】

イ 【略】

(2) 助成金の返納の条件

【略】

イ 実績報告時

北海道交付規則によるものとする。

(2) 帳簿及び書類の備付け

ア 補助事業者及び取組主体は、本事業の収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理するとともに、これらの帳簿及び証拠書類を助成金を受領した会計年度の翌年度から5年間保存するものとする。ただし、助成対象事業により取得し、又は効用の増加した財産について処分制限期間を経過していない場合においては、財産管理台帳及び関係書類を期間満了時まで保存するものとする。

イ 取組主体は、整備事業にあつては、「強い農業づくり交付金交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて」（平成17年4月1日付16生産第8263号農林水産省生産局長、総合食料局長、経営局長通知）第4に定める関係書類を整理保存するものとする。

8 事業実施に当たっての取組主体に対する条件

(1) 契約に当たっての条件

ア 取組主体は、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。(基金事業における農業機械等の導入及びリース導入の場合は、一般競争入札の実施または複数の業者による見積もりの提出)。ただし、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合には、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

イ 取組主体は、アによる契約をしようとする場合には、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約に参加しようとする者に対し、指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

(2) 助成金の返納の条件

取組主体は、助成金を受けた後に産地パワーアップ事業推進費補助

(3) 補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額の返納の条件
【略】

(4) 財産の管理等の条件
【略】

(5) 財産処分の制限の条件
【略】

金交付要綱（平成28年1月20日付け27生産第2392号農林水産事務次官依命通知）、実施要綱及び実施要領に定める要件を満たさないこと等が判明した場合には、当該助成金の全額又は一部を速やかに返納しなければならない。

(3) 補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額の返納の条件

取組主体は、助成金を受けた後に補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返納しなければならない。

(4) 財産の管理等の条件

ア 取組主体は、助成金により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

イ 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を道に納付させることがある。

(5) 財産処分の制限の条件

ア 取得財産等のうち、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第13条第4号の規定により大臣が定める機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。

イ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条の規定により財産の処分が制限される期間は、補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令を勘案して、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18

号) 第5条及び別表の規定により定める処分制限期間とする。
ウ 取組主体は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。また、取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を道に納付させることがある。

(6) 取組主体事業計画の評価の条件

取組主体は、取組主体事業計画の目標年度の翌年度において、取組主体事業計画に定められた目標年度の取組目標の達成状況について、自ら評価を行い、その結果を目標年度の翌年度の6月30日までに、地域協議会長等に報告するものとする。

なお、果樹の改植については、事業実施年度から5年度目に、中間的な評価を実施するものとする。

別表

果樹の改植を行う場合の対象品目及び品種
【略】

(6) 取組主体事業計画の評価の条件

【略】

別表

果樹の改植を行う場合の対象品目及び品種
【略】